

- 建設工事等入札参加資格審査申請には「特別徴収事業所であること」が要件に加わっています。

個人住民税の特別徴収制度は、地方税法や各市町村の条例で定められており、所得税を源泉徴収している従業員がいる場合は、特別徴収することが義務付けられています。（地方税法321条の4参照）

いちき串木野市は、法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、平成26・27年度の入札参加資格審査申請から、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを要件に加えました。そのため、入札参加資格審査申請の際には個人住民税特別徴収実施確認書（以下「実施確認書」という。）の提出が必要になります。

※既に特別徴収事業者である場合

- ・実施確認書に、特別徴収を実施していることがわかる書類（領収証書、特別徴収税額決定通知書の写しなど）を添付してください。書類の添付ができない場合は、実施確認書に税務課の確認印を受けてください。

※特別徴収未実施である場合

- ・所得税の源泉徴収義務がある事業者は特別徴収への切り替え手続きが必要です。
税務課で『普通徴収から特別徴収への変更届』を提出後、実施確認書に確認印を受けてください。
- ・特別徴収義務がありながら実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切り替えが間に合わない等やむを得ない場合は、別紙誓約書を提出してください。

なお、誓約による申請は1回だけの特別措置です。次回の入札参加資格審査申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請することができません。

◎令和8・9年度建設工事等入札参加資格審査申請受付

- ・申請期間：令和8年2月2日から令和8年3月2日
- ・有効期間：令和8年8月1日から令和10年7月31日